

労働に関するCSR推進研究会 開催要綱

1 趣旨

近年、企業間競争の激化等により長時間労働やストレスが増大するなど、働き方の持続可能性について懸念される状況がみられ、重要なステークホルダーである従業員に対して十分な考慮をする必要性が増大している。こうした状況を踏まえ、平成16年に「労働におけるCSRのあり方に関する研究会」を開催し、同年6月に中間報告書を取りまとめた。

同報告書においては、「企業がCSRを推進していくのに資するよう、情報や判断材料を提供するなど、国が側面から支援していくことは意義がある」と提言されており、具体的な施策として、

- ・社会報告書（企業が自社の活動内容について公表する報告書）に盛り込むことが望ましいと考えられる項目を提示すること
- ・企業がどこまで自社の取組みが進んでいるか、自分で点検できる材料を開発すること

等が示されているところである。

そこで、上記施策の具体的内容について検討を行うため、学識経験者・有識者を参集し、「労働に関するCSR推進研究会」を開催する。

2 検討事項

本研究会においては、次に掲げる事項を中心として調査、検討を行う。

- (1) 労働分野において望まれる情報開示項目
- (2) 労働分野の取組みについて自社の進捗状況をチェックし、今後の取組みに生かしていくための指標

3 運営

本研究会は、厚生労働省政策統括官が招集する。本研究会の庶務は、厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室において行う。

4 スケジュール

平成17年8月より検討を進め、以降月1回程度開催し、平成18年3月を目途にとりまとめを行う。